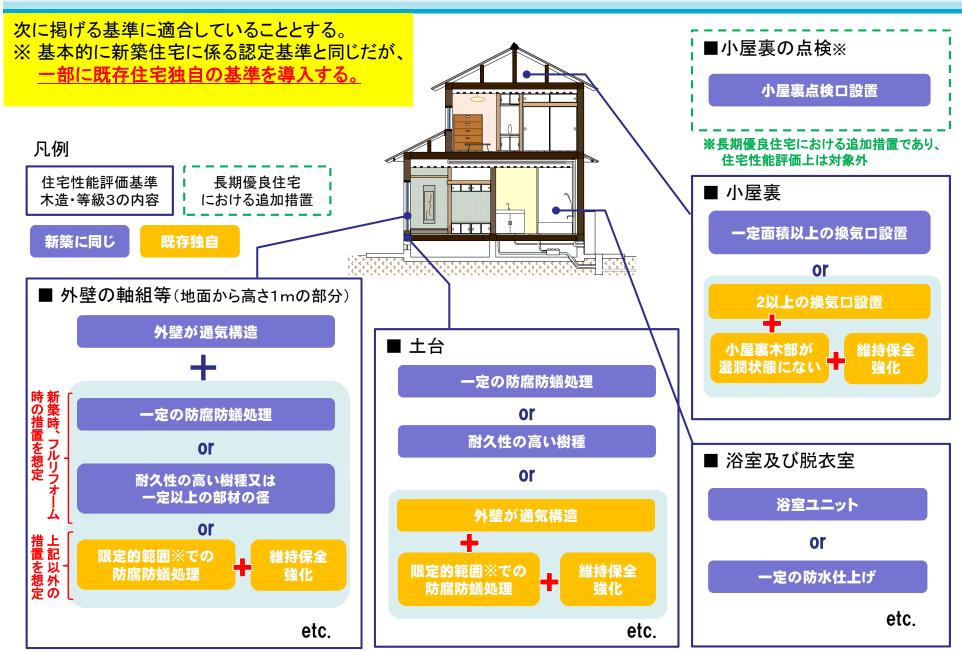
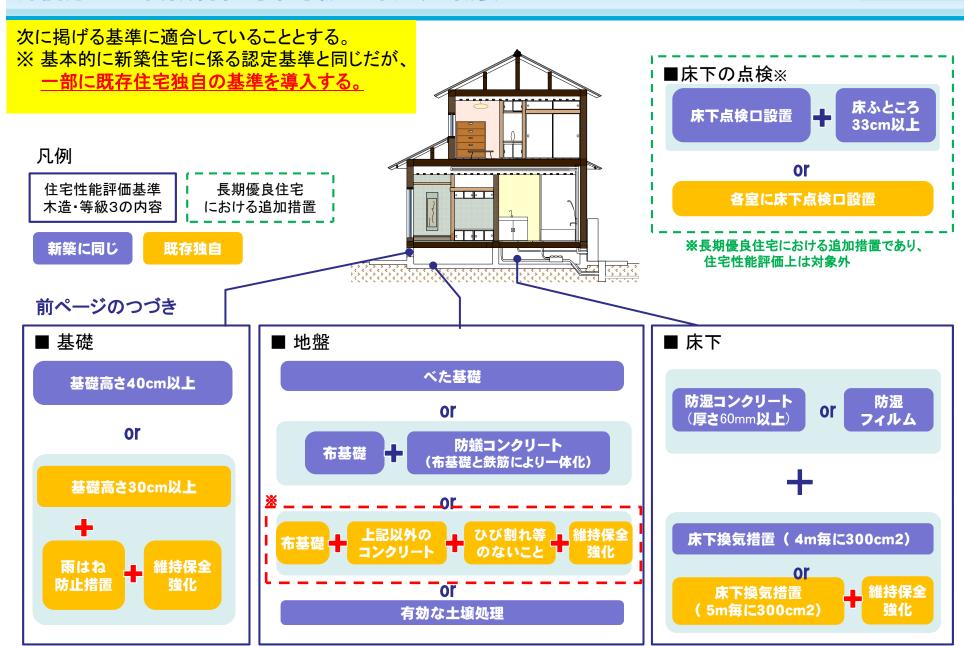
評価方法基準案(劣化対策)の各等級に要求される水準の考え方

各等級に要求される水準は、新築住宅の評価方法基準と同様とする。

(参考)新築住宅の評価方法基準における各等級に要求される水準及び基準の概要

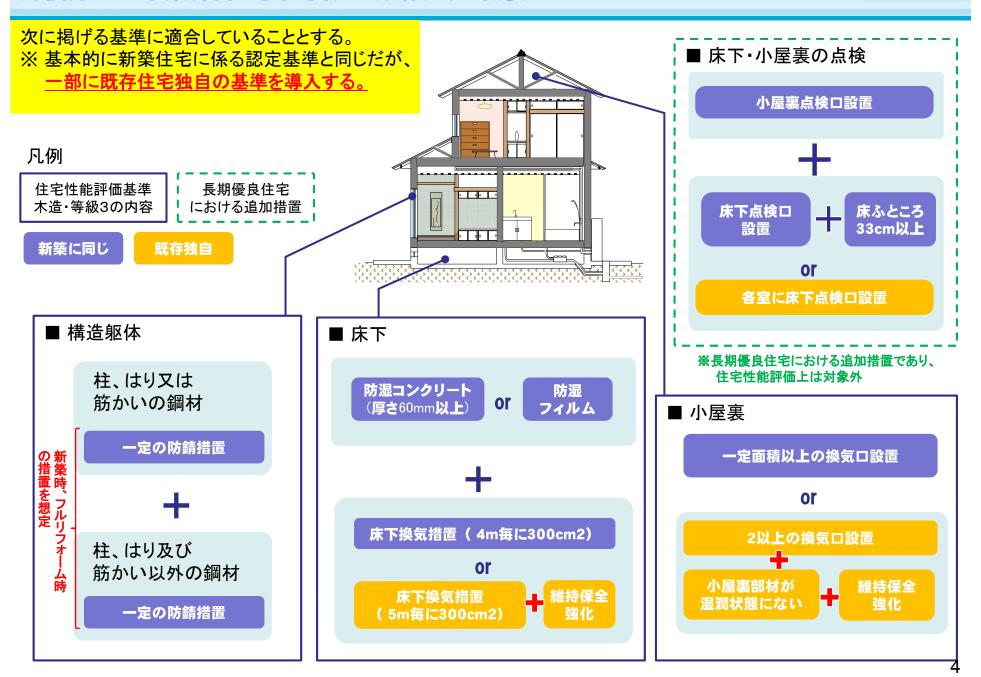
等級	要求される水準 (以下に掲げる対策が講じられていること)	評価方法基準の概要 (例:木造)
3	住宅が限界状態に至るまでの期間が 3世代以上となるための必要な対策	「a. 外壁の軸組等」における一定の防腐・防蟻措置「b.土台」における一定の防腐・防蟻措置「c.浴室及び脱衣室」における一定の防水措置等「d.地盤」における一定の防蟻措置「e.基礎」における一定の基礎高さ確保「f.床下」における一定の防湿・換気措置「g.小屋裏」における一定の換気措置「h.構造部材等」における基準法施行令規定への適合
2	住宅が限界状態に至るまでの期間が 2世代以上となるための必要な対策	「a. 外壁の軸組等」について、等級3に準じる 一定の防腐・防蟻措置 上記「b~h」に掲げる基準への適合
1	建築基準法に定める対策	上記「h」に掲げる基準への適合





※平成26年1月29日検討会以降の追加

評価方法基準案(劣化対策等級3・鉄骨造)の概要



評価方法基準案(劣化対策等級3・鉄筋コンクリート造)の概要

次に掲げる基準に適合していることとする。

※ 基本的に新築住宅に係る認定基準と同じだが、 一部に既存住宅独自の基準を導入する。

凡例

住宅性能評価基準 木造・等級3の内容

新築に同じ

既存独自





評価方法基準案(劣化対策等級3・鉄筋コンクリート造)の概要

次に掲げる基準に適合していることとする。

※ 基本的に新築住宅に係る認定基準と同じだが、一部に既存住宅独自の 基準を導入する。

■ 塩化物イオン量

塩化物イオン量 0. 3kg/m3未満 ※ 建築確認日が昭和62年10月1日 以降で特段の劣化事象がない場合 は確認不要

凡例

住宅性能評価基準 木造・等級3の内容 -- 長期優良住宅 -- における追加措置 -

新築に同じ

既存独自



■ 顕在化している劣化事象

重大な劣化事象※について 劣化リスク「小」以下

※重大な劣化事象:

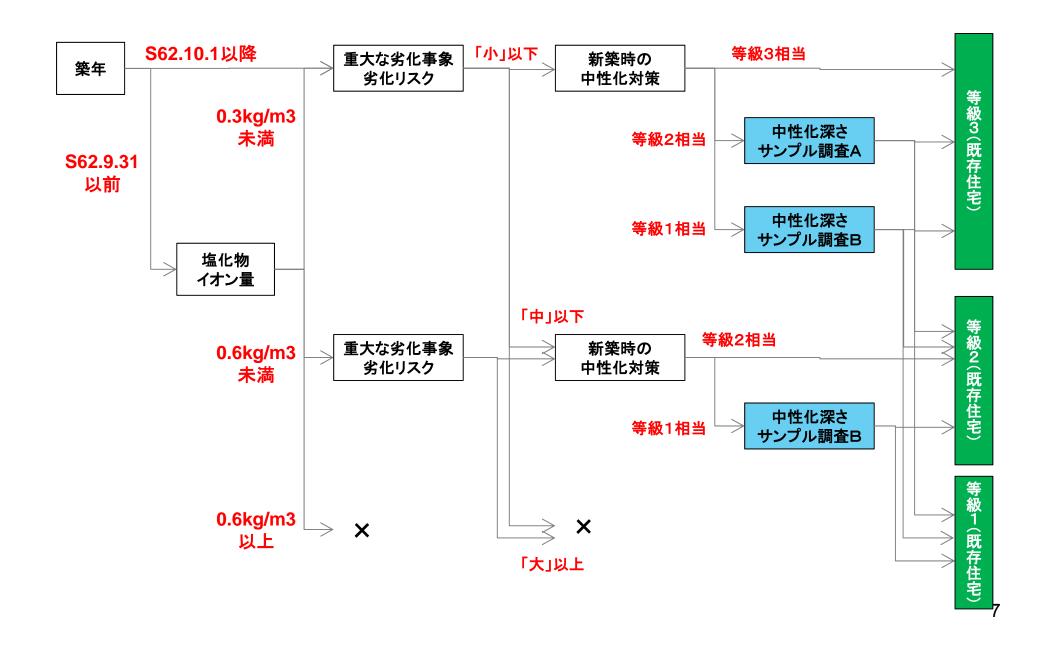
- -鉄筋腐食
- ・錆汁を伴うひび割れ
- ・凍害・アルカリ骨材反応に起因する可能性の 高い有害なひび割れやコンクリートの欠損・ 剥落
- ・その他構造耐力上主要な部位に生じている 著しい劣化事象(躯体に生じている幅0.5mm 以上のひび割れなど)

その他の劣化事象※について 劣化リスク「中」以下

※その他の劣化事象:

- ・躯体に生じている幅0.5mm以下のひび割れ
- ・外壁・屋根等の仕上げ材に生じているひび 割れ、はがれ、欠損、浮き、破断、接着破壊等
- •防水層の破断、剥離、浮き等

3% / ↓ ☆□ / ↓	発生範囲			
発生部位	1/3以上	1/3未満~ 1/9以上	1/9未満	0
柱・壁	リスク大	リスク大	リスク中	リスク小
大梁	リスク大	リスク大	リスク中	リスク小
床・小梁	リスク大	リスク中	リスク中	リスク小
雑壁等	リスク中	リスク中	リスク小	リスク小



「既存住宅のリフォームによる性能向上・長期優良化に係る検討会」における議論を踏まえ、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」における評価基準(劣化対策)のS基準は、住宅性能評価基準における等級 $3+\alpha$ 相当、A基準は、等級 $2+\alpha$ 相当として設定。

「長期優良住宅化リフォーム推進事業」評価基準(S基準、A基準)と住宅性能評価基準(劣化対策等級)の各等級の関係のイメージ

